

Ⅳ 児童発達支援センターの機能強化

【自主事業】

にじいろクラブ（令和4年7月より月1回程度で開始。）

子どもの発達や児童発達支援に係る情報が得られる場となることを目的に、南北のセンターで就学前の医療的ケアのある児童・歩行未獲得の児童を対象に実施。

にじいろクラブ利用者数

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
第1もず園	子ども			6			2			1	9
	保護者等			10			4			2	16
第1つばみ園	子ども				2				3		5
	保護者等				4				5		9

土曜日クラブ利用者数

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
第1もず園	子ども		10	12			11	0	11	12	56
	保護者等		12	17			16	11	17	14	87
第1つばみ園	子ども		1	1	3		9		2	7	23
	保護者等		1	1	4		12		3	10	31

●各重点項目における施策目標案については資料5を参照。

Ⅴ 学齢期支援の充実

14 教育と福祉の連携の推進

【「あい・ふあいる」の活用推進】

資料6を参照。

15 行動障害のある児童への支援体制の構築

	短期入所支給決定児童数	うち重度障害者支援加算（行動関連項目の合計点数が10点以上）
R3(4月時点)	583人	112人
R4(4月時点)	566人	120人
R5(7月時点)	565人	140人
R5(12月現在)	588人	151人

【強度行動障害支援ワーキングチーム】資料7を参照。

暮らしの場が確保されずにショートステイをつないで何とか生活している方（いわゆる「ロングショート」状態の方）が一定数あり、その多くが強度行動障害のある人という状況が全国的に課題であった。本市においても、各区地域福祉課等からのロングショートステイ状態の方の解消に向けた問題提起があるなど、本市としても大きな課題であった。そのため、強度行動障害の人へ継続的に支援を行う体制を整備していくための方策を検討することを目的として、令和元年度から堺市障害者自立支援協議会内に強度行動障害支援ワーキングチームを設置した。新型コロナウイルス感染症の影響による中断を経て、令和4年度から協議を再開し、あらためて現状の再整理や他自治体の事例の共有を行い、体制整備に向けた検討を進めた。令和5年度においては、それまでの検討をふまえた事業内容を決定し、令和6年2月の堺市障害者自立支援協議会本会での提言を予定しており、あわせて、令和6年度から事業を実施するための事業費等の予算要求を行っている。

なお、令和5年度末をもって本ワーキングは閉会するが、事業の実施にあたって、単に法人の支援力を育成するだけでなく、そのノウハウやネットワークを地域へ広げていくことが期待されている。また、本市の実情に応じて、地域の事業者、関係機関、支援者に加えて行政がネットワークを構築することが重要であり、さらには、児童期からの予防的な観点をふまえた支援体制の構築も期待されている。今後設置する予定である運営委員会や実践報告会等を活用しながら、強度行動障害のある人への支援を進める。

VIII 家族への社会的支援の充実

22 要支援・要保護家庭への支援

資料8を参照。

X 障害児支援体制の整備と推進

26 支援者の資質向上

【障害児通所支援事業者育成事業】—H30年度から開始。

指定障害児通所支援事業所を対象に、委託事業所から訪問等によるインテークにて指導、助言を行っている。また、年に3回事業所ニーズに応じた研修を実施。

【令和5年度研修内容】

- | | | |
|-----|--------------------------------------|-------------|
| 1回目 | テーマ：「問題となる行動の理解と対応」 | 講師：小田 浩伸先生 |
| 2回目 | テーマ：「自閉症の理解とライフステージに応じた支援」 | 講師：中山 清司先生 |
| 3回目 | テーマ：①保護者との連携の工夫・課題について
②事業所の実践の交流 | ※対面での事業所交流会 |

【あい・さかい・サポーター養成事業】—H27年度から開始。

こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等障害児支援に携わる者を対象に、各機関及び地域の中核となる「サポートリーダー」を養成するため、2年連続研修を実施。サポートリーダーとなった方を対象に、毎年フォローアップ研修を年1回開催。

R5年8月時点で「あい・さかいサポートリーダー」265名が認定されている。

令和5年度受講者数

- 基礎講座 新規受講者数 54名
- 応用講座 受講者数 38名

27 医療的ケア児の支援体制の整備

■堺市における医療的ケア児等支援のための施策について

【医療的ケア児等支援連絡会議】—医療的ケア児等に関する課題について医療、福祉、教育等の関係者等から意見を聴取し連絡調整するためH30年度（現行の体制では令和2年度）から実施している。

令和5年度重点検討項目の進捗状況（令和5年12月時点）

【医療的ケア児等コーディネーター養成研修】—R2年度より堺市で開催。

資料9を参照。

【大阪府医療的ケア児支援センター】—令和5年4月26日、大阪府により大阪母子医療センター内に設立。

医療、福祉等多方面にわたる相談の総合的な窓口となり、相談に対する情報提供や助言を行い、必要な支援につなげるとともに、大阪府と共同し地域の関係機関による連携体制を強化し、地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築を進める。

子ども青少年局			
子育て支援部	幼保運営課	公立・民間の認定子ども園や保育所等の保育施設における医療的ケア児の受け入れ	公立4名、民間19名（令和5年4月1日現在）
	幼保推進課	【認定子ども園等における支援体制強化】 民間施設を対象とした医療的ケア児加配補助費の助成	障害児通所支援事業所を併設した小規模保育事業所や認定子ども園だけでなく、全民間施設を対象として、医療的ケアを実施している看護師雇用費を助成する。 ※年額5,290千円（月額440,800円）
教育委員会事務局			
学校教育部	支援教育課	小・中・支援学校への医療的ケア看護職員配置	日常的に医療的ケアが必要不可欠な児童生徒に対し、必要に応じて看護職員を配置する。
		行事参加用車両借上げ	小中学校支援学級・支援学校在籍の車いすや補装具等を使用する児童生徒が、安全に安心して参加できるよう、車両の借上げや差額の補助を行う。
		宿泊学習における医師及び看護職員の派遣	医療的ケアを必要とする児童生徒が宿泊を伴う学校行事に参加する際に、医師や看護職員の派遣に必要な経費を負担する。